

地域農業経営基盤強化促進計画の公告

地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告する。

令和7年3月26日

指宿市長 打越 明司

